

「市民活動の推進」と
「市民と行政の協働の促進」に
関する指針（改定版）

令和4年3月
さいたま市

指針の改定にあたって



市民活動は、地域社会を豊かなものにするために必要なものであり、更に充実したものにしなければなりません。今後、地域で起きる問題はますます複雑化し、行政による活動だけではその問題を解決しきれないことが想定されます。そこで、市民が手を取りあい問題の解決に向け活動することが、健やかに生活を営む共助社会の実

現につながります。この共助社会の実現に向けて、さいたま市では、平成18年に『「市民活動の推進」と「市民と行政の協働の促進」に関する指針』を策定し、市民活動及び市民と行政の協働における課題への具体的な対応策を推進してまいりました。

このたび改定いたしました『「市民活動の推進」と「市民と行政の協働の促進」に関する指針（改定版）』は、これまでの理念を継承したうえで第7期さいたま市市民活動推進委員会の答申を最大限尊重し策定することといたしました。市民活動と協働について、これまで以上に市民の皆様へご理解いただけるよう努めるとともに、市民活動と協働がより一層充実して継続していくための方策に取り組んでまいります。

終わりに、本指針の改定にあたり、答申をいただきました市民活動推進委員会の委員の皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に感謝を申し上げます。

令和4年3月

さいたま市長 清水 勇人

目 次

I はじめに	1
1 指針の改定	2
2 指針改定の背景	2
3 指針の位置づけ	3
4 指針の評価と今後の課題	5
(1) 指針の評価	5
(2) 市民活動及び協働の課題	5
5 指針で用いられる用語の意味	6
(1) 「市民」	6
(2) 「市民活動」と「市民活動団体」	6
(3) 「協働」	6
(4) 「推進」と「支援」	7
II 今後の取組の方向性	9
1 市民活動及び協働を進めるべき方向性	10
2 課題に対する対応の方向性	13
(1) 市民活動及び協働の理解や参加の促進	13
① 理解の促進	13
①－1 理解しやすい広報	14
①－2 効果的な情報発信	14
①－3 市民が触れることができる機会の設定	15
② 参加の促進	16
②－1 団体の活動目的や活動内容の明確化・透明化	16
②－2 市民活動へ参加する機会の提供	17
②－3 参加モチベーションの向上	17
(2) 市民活動及び協働の団体や事業の継続	18
① 担い手育成	18
①－1 参加者の負担の軽減	19
①－2 活動の対価	19

② 行政職員の意識向上	20
②－1 行政職員への効果的な研修	20
②－2 行政の組織体制や人事制度の見直し	21
③ 資金の調達	22
④ 事業化や事業の安定化	23
④－1 事業の実現及び安定化	23
④－2 協働事業のイメージの向上	24
④－3 協働の手法等の周知	25
(3) 市民活動及び協働の相談やコーディネートの充実及び交流の促進	25
① 相談やコーディネート	25
② 多様な主体の交流の促進	27
②－1 多様な主体と交流することの意義の明確化と周知	27
②－2 交流の在り方	28
②－3 協働の主体	29
(4) 市民活動及び協働の更なる促進と支援のために	29
① 施設の充実	29
Ⅲ おわりに	31
資料編	33
表A 市民活動及び協働（指針）にかかわる評価・課題 分類分け	34
表B 市民活動及び協働の課題に対する対応の方向性	36
さいたま市市民活動及び協働の推進条例	38
さいたま市市民活動推進委員会規則	41
第7期さいたま市市民活動推進委員会 委員名簿	42

I は じ め に

「市民活動の推進」と
「市民と行政の協働の促進」に関する指針

1 指針の改定

本市では、平成 18 年 3 月に市民活動推進委員会¹により提言された『さいたま市における「市民活動の推進」と「市民と行政の協働の促進」に向けて』を受け、『「市民活動の推進」と「市民と行政の協働の促進」に関する指針』（以下、「旧指針」といいます。）を策定し、「持続可能な地域社会」の構築を「協働によるまちづくり」によって目指してきました。

他方で、策定から 10 年以上を経過して改定されていない旧指針について、第 6 期市民活動推進委員会は、平成 31 年 3 月の答申で内容が時代に即したものであるべきであるという考えの下、「指針の時代に即した見直し」を提言しました。

そこで、本市は、第 7 期市民活動推進委員会に指針の改定について諮問し、旧指針の理念を継承したうえで提言された答申を最大限尊重し、この度新たに『「市民活動の推進」と「市民と行政の協働の促進」に関する指針（改定版）』（以下、「改定版」といいます。）を策定するものです。

2 指針改定の背景

旧指針が策定されてから今日までに、私たちの思考や行動様式に変容を迫るような変化が起きてきました。

それは平成 20 年から始まるリーマンショックや平成 23 年に起きた東日本大震災、地球温暖化に伴う昨今の異常気象や現在世界的に大流行している新型コロナウイルス感染症といった出来事が真っ先に思い浮かびます。

¹ 「さいたま市市民活動推進委員会設置要綱」に基づき、平成 16 年度に設置された委員会であり、「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」に基づき、平成 19 年度に設置された現在の市民活動推進委員会とは異なります。

本市の状況を見ると、人口においては、今後の見通しとして令和12年にピークを迎え、それ以降は緩やかに減少すると見込まれ、また、年代別の人口推移でも、令和22年度までに3人に1人が65歳以上となる予測があるなど、人口の減少及び高齢化の趨勢は継続する見込みです。

その他にも、自治会加入率の低下やNPO法人数の減少など、本市における住民自治の主な担い手が減少している状況におかれています。

他方で本市が行った協働事業は、各所管が行った事業数を見ると、平成27年度から平成30年度までの4年間で424件から535件と100件以上増加しました。この事業数にも含まれ、本市の協働を推進する主な施策であるマッチングファンド一般助成事業は、年度6事業を目標としていますが、達成できたのは平成24年度と平成28年度の2回に限られており、協働事業全体では伸びがみられるものの、更なる協働の取組が求められると言えます。

3 指針の位置づけ

指針は、2030さいたま輝く未来と希望^{ゆめ}のまちプラン（さいたま市総合振興計画）（以下、「総合振興計画」といいます。）を上位計画としています。

総合振興計画では、基本計画の第3部第1章第1節において、本市は、地域活動を推進するとともに、地域活動への住民の参加を促進することにより、ふれあいのある地域社会を形成し、住民が主体的に地域課題の解決に取り組めるまちづくりを行うことを目指しています。

また、同計画の第5部第1章第1節では、住民のニーズが多様化、複雑化する現代において、市民や市民活動団体、大学や事業者など多様な

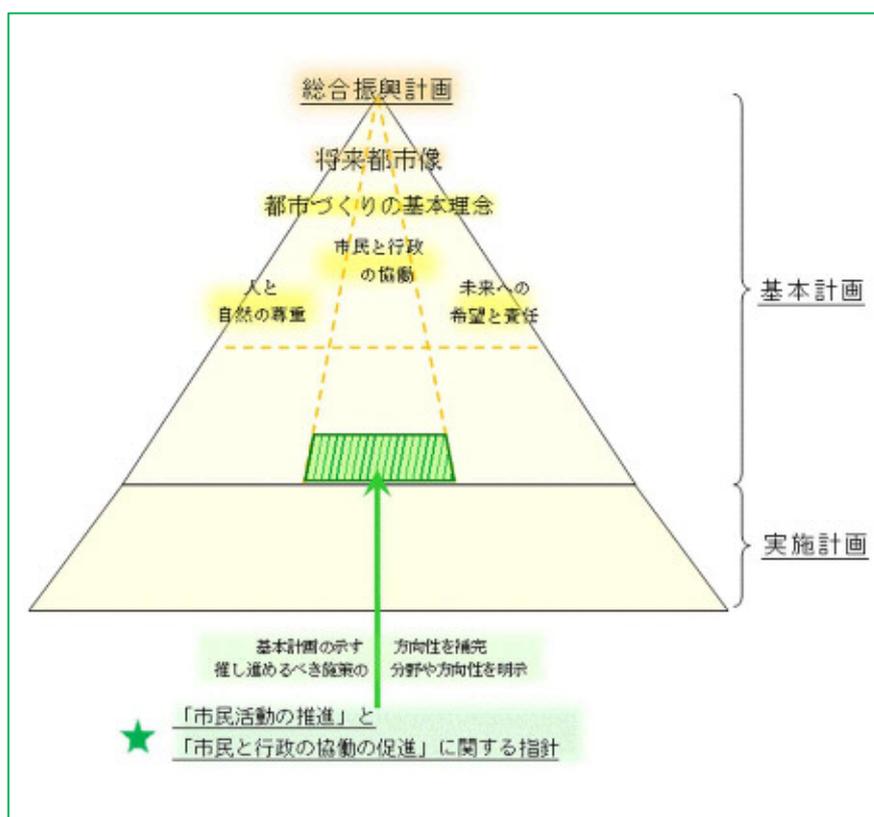
主体と協働、連携して、社会や地域の課題解決へ効果的に取り組めるまちづくりを行うことを進むべき方向として示しています。

そして、これら二つのまちづくりを推進するために、総合振興計画実施計画では、市民活動及び協働に関わる具体的な施策を9事業掲げています²。

こうした総合振興計画の体系に対して、本指針は、基本計画の示す方向性を補完し、持続可能な地域社会の実現へ向けて一層の後押しを図るものと位置づけられます。

そのため、本指針は、具体的な施策の達成目標や進捗スケジュールを定めるものではなく、むしろ推し進めるべき施策の分野や方向性を示すものとなっています。

[総合振興計画と改定版の相関]



² 総合振興計画実施計画では、「Ⅰ 各分野の施策と事業 第1章 コミュニティ・人権・多文化共生 施策 01-1-1 地域住民等の交流や自主的活動の促進」において、「セミナーによる市民活動団体への運営支援」、「セミナーによる地域人材の育成」、「市民活動団体等の交流促進」を実施計画事業としています。また「Ⅱ 質の高い都市経営の実現 第1章 市民協働・公民連携 施策 51-1-1 市民協働・公民連携意識の醸成」では、「協働情報の発信強化」、「協働意識の向上促進」、「高校生ファシリテーターの活躍」を実施計画事業とし、「施策 51-1-2 市民協働・公民連携を推進する仕組みづくり」では、「NPO法人の設立支援」、「協働のコーディネート強化」、「マッチングファンド制度による協働事業の促進」を実施計画事業として設定しています。

4 指針の評価と今後の課題

(1) 指針の評価

旧指針に掲載されていた施策を振り返ると、市民活動及び協働を推進する体制の整備が進められ、対応策の実施率は約 89.8%となっています（一部実施のもの及び過去に実施したものを含みます）。

他方で、未実施の対応策は次表のとおりです。

指針掲載の対応策のうち、未実施の事業

No.	区分	対応策
1	市民活動	指針の教材化
2		活動に参加するうえで必要なITなどの講座・研修
3		既存の公共施設・民間施設の有効活用
4		市民活動団体を対象とした保険
5	協働	協働に関する講座・研修の開催情報

未実施の対応策は、改定版にも継承しています。上表の1及び5は「理解の促進」に引き継がれ、2は「参加の促進」、3は「施設の充実」、4は「担い手育成」や「事業化や事業の安定化」という方向性の中で、今後も取り組まれることとなります。

(2) 市民活動及び協働の課題

旧指針の策定後、本市が様々な取組を行ってきた結果、協働事業数の増加など、市民活動の推進と協働の促進は、一定の成果として表れているといえます。

しかし、市民活動や協働が市民に十分広まり、市民活動のポテンシャルが十分に発揮できているかという点、必ずしもそうとはいえません。

第7期市民活動推進委員会では、市民活動及び協働に関する課題について、整理し、市民活動や協働に対する認知度の低さ・理解不足、事業

や団体の継続の困難さ、コーディネーター不足・相談窓口不足といったキーワードが挙げられています。こうした課題は旧指針にも示されていたものであり、今後も更なる取組が求められているといえます。

5 指針で用いられる用語の意味

改定版で用いられる「市民」、「市民活動」、「市民活動団体」、「協働」の用語は、次に示すような意味で用いています。

(1) 「市民」

「市民」とは、単にさいたま市内に住所を有する住民という意味ではなく、より広く市内で暮らし・働き・学び、公共的な視点に立って発言し、自発的に行動しようとする人々を意味します。

(2) 「市民活動」と「市民活動団体」

「市民活動」とは、地域や社会の担い手としての市民や市民活動団体が、自発的・自主的に社会のために行う非営利の活動のことをいいます。

「市民活動団体」とは、市民が自由な意思に基づいて集まり、自律的に活動する団体のことをいいます。

(3) 「協働」

「協働」とは、多様な主体同士が、相互の立場や特性を尊重しつつ対等な立場から、地域や社会における共通の課題の解決や共通の目的の実現に向けて、相互の役割を明確にしたうえで、連携を図りながら協力して活動することをいいます。

(4) 「推進」と「支援」

「推進」とは、市民が自主的に市民活動に参加できる機会の拡大を目指し、市民の活動しやすい環境を整えることをいいます。

「支援」とは、市民の活動を推進するために行うさまざまな援助のことをいいます。

市民と行政のそれぞれが、市民活動の「推進」や「支援」の主体となります。

Ⅱ 今後の取組の方向性

「市民活動の推進」と
「市民と行政の協働の促進」に関する指針

1 市民活動及び協働を進めるべき方向性

旧指針が策定された平成18年度と現在では、社会の在り方や市民活動を取り巻く状況も大きく変わってきました。

震災や異常気象が続くとともに、新型コロナウイルス感染症の影響も未だに収束する見通しが立たず、更には今後においても南海トラフ地震の発生する可能性の高まりや地球温暖化が悪化する見込みにより、未来への不確実性や不安が高まっています。

また、自治会への加入割合の低下に示されるように、地域においてコミュニティ力が損なわれつつあることが懸念されており、これは少子高齢化や単身世帯の増加により、今後地域の支え合いが一層求められるようになることを踏まえると、なおさら危惧される事態であるといえます。

少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少については、働き方改革の浸透を併せて考慮すると、行政を含め仕事に対する取り組み方や仕事の負担のあり方に変容を迫るものとなっています。

こうした社会の変化やそれに伴う課題の顕在化によって、私たちの思考や行動様式も再検討を求められるようになってきました。そして、そうした再検討の中から、市民活動及び協働は新たな意義や活動領域を得て、社会へ貢献をしていくことが期待されています。

たとえば、震災や異常気象、感染症の流行といった将来への不確実性が増大する中で、そうした問題は影響が大きいものであるため、一層人々の関心を高めることとなるでしょう。勿論、関心を持ち、考え始めたとしても、個人個人にできることは限られています。しかし、関心を持った人々を結びつけ、行動へとつなげる仕組みがあれば、市民活動を有効な手段として、課題に対して取り組むことができます。

そして、大きな課題に対して地域レベルで取り組んでいくことにより、まさに「地球規模で考え、地域レベルで行動しよう(Think Globally, Act Locally)」という言葉が現実のものとなるでしょう。

また、コロナ禍の副産物かもしれませんが、新しい働き方として広まったテレワークにより、以前と比べて自宅で過ごす時間が増えた人も多く存在します。今後は、そうした人々が自分の暮らす地域へと目を向け、触れあうようになることも期待されます。地域への関心が育まれ、地域のために活動したいという思いが生まれれば、それらを結びつけることで、市民の活動が促されることになり、また、そうした活動を通じて暮らしやすいまちづくりが可能になります。

市内の増加世帯総数に対する自治会加入世帯の増加数の割合が低いことは、これまで私たちが依拠してきたコミュニティの在り方が変容しつつあることを示しています。しかし、今後、地域におけるつながりは一層求められるようになると考えられるため、地域で活動する団体には、自治会とともに人々をつなげていくという重要な役割が期待されます。

市民意識調査では、今後参加したい地域活動として、まちづくりや福祉、子育て、環境分野でのボランティアを挙げる市民が一定数存在していることが示されてきました。そのため、こうした市民の気持ちを、実際の活動への参加につなげていく仕掛けをつくり、機能させていくことが大切です。

そして、地域に根差す活動を行う住民が増え、自治会と連携して地域の課題へ活発に取り組むことで、ソーシャルキャピタル³が醸成され、住みやすいまちづくりにつながることを期待されます。

続いて、少子高齢化や生産年齢人口の減少について、この傾向が進行すると、行政においては、職員数でも財政面でも縮小せざるを得なくなるとの懸念があります。他方で、行政に求められる役割として、旧来のベーシックなサービスばかりではなく、これまでの行政の事務分掌では狭間に落ちかねないような事項や、複数の部署に跨るような複雑化した課題についても対応を求められるようになっていきます。

この“サービス提供体制の縮小”と“市民からのニーズの拡大”という相反する趨勢に対して効果的に対応をするためには、行政だけではなく、公益的なマインドを持つ団体とともに課題へと取り組む協働が一層求められることとなります。

本市においては、市民活動団体が専門性や柔軟性といった長所を十分に発揮することで、協働が最大の効果をもたらすということを十分に理解し、その上で積極的に協働へ取り組むことが必要となります。

そして、市民活動や協働を推進することにより、人々が暮らしやすいまちづくりへとつながることが期待されることから、本市においては市民の主体性を育み、その自発性を地域活動へつなげていくことで、持続可能で豊かなまちづくり、そして社会づくりができるという視点を、諸施策の根底に据える必要があります。

³ 社会関係資本と訳され、人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴を指す概念をいいます。

2 課題に対する対応の方向性

前節で述べたようなまちづくり、社会づくりを進めるため、本節では市民活動及び協働の課題に対する対応の方向性を提示します。

課題については、「表 A 市民活動及び協働（指針）にかかわる評価・課題分類分け」（巻末、資料編に記載。以下、表 A といいます。）に記載しましたが、その課題にかかわる分野ごとに対応の方向性を「表 B 市民活動及び協働の課題に対する対応の方向性」（巻末、資料編に記載。以下、表 B といいます。）に整理しました。ここでは課題にかかわる分野を、市民活動及び協働の「理解や参加の促進」、「団体や事業の継続」、「相談やコーディネートの実施」、「交流の促進」、「施設の充実」へと分け、それぞれについて対応の方向性を示しています。また、対応の方向性については、イメージをしやすいように具体的な取組の事例も例示しています。

以下、表 B に沿って対応の方向性を示します。

(1) 市民活動及び協働の理解や参加の促進

① 理解の促進

まず、「市民活動及び協働の理解や参加の促進」については、それぞれ「理解」と「参加」に分けて対応を考察します。

初めに理解の促進についてですが、表 A で見ましたように、市民活動や協働が市民の間で十分に広まっていないことの根本的な原因は、市民が市民活動や協働を知らないということでした。

そのため、対応の方向性としては、市民活動や協働に関する「理解しやすい広報」、「効果的な情報発信」、「市民が触れることができる機会の設定」という方向性で進めることが効果的になります。

①－１ 理解しやすい広報

「理解しやすい広報」という点について、行政の広報物を見ると、固い言葉や、市民に十分共有されていない横文字などが多用されており、そのため意味がぼやけてしまい、肝心な中身が伝わらないということがしばしばあります。そのため、“中学生へ伝える気持ちで”をモットーに広報することで、誰にでも理解しやすい啓発ができることとなります。

しかし、いくら平易な言葉や表現を用いても、伝える内容が活動の意義や理念の話ばかりですと、市民へ届きづらく、理解を促進することにはなりません。「市民活動や協働が、具体的にどのように自分たちの生活に関わっているのか」、「市民活動や協働が、地域に対してどのような貢献をしているのか」という点を、具体的な成功や失敗の事例を交えて説明することで、市民の関心を得られ、伝えたいことを届けられることとなります。

①－２ 効果的な情報発信

続いて、「効果的な情報発信」という点については、情報の発信に先んじて、情報を一元的に集約する特定の窓口があることが望ましいでしょう。情報を集約的に蓄積するとともに、必要とする相手へ適切に提供することは、市民活動や協働に関する理解を促進するのに有効であり、また後述する相談やコーディネートにも役立つこととなります。

情報を効果的に発信するためには、紙媒体やホームページによる一方通行の発信だけではなく、SNSの活用も視野に入れ、届けたいターゲットに応じて最も効果のある手段を検討することが大切です。行政においては未だSNSの活用が十分ではありませんが、伝えたい相手へ効果

的に届けることが大切ですので、Twitter や Facebook、Instagram などの特長を種類ごとに整理し、積極的な活用を進めていく必要があります。

①－３ 市民が触れることができる機会の設定

次に、「市民が触れることができる機会の設定」をすることも、市民の理解を促進するのに役立ちます。市民は、市民活動や協働を見聞きするだけではなく、実際に体験することで、その必要性や効果を実感できると考えられますので、市としては市民に対して市民活動へ参加できるボランティア情報などを伝えていくことが必要となります。

しかし、市民の中にはいきなり市民活動や協働の現場へ参加することに気後れしてしまう人もいると考えられることから、身近で気軽に参加し、体験できる機会を市民へ提供することも、理解を促進するためには一助となります。

たとえば市内各区で地域活性化のために活動を行う市民活動ネットワークを中心として、全市的に、あるいは各区単位でイベントを開催し、地域に根差した活動を市民へ紹介したり、体験できるようにしたりすることで、市民の関心を高めることも有意義な試みです。

また、そうしたイベントの中で、豊かなまちづくりへ貢献している市民活動や協働事業を来場者が投票するようなコンテストを行えば、来場者は投票行動を通じて市民活動とはどのようなものか、あるいは協働によって何を行うことができるのかを主体的に考えられる契機となります。

しかし、市民活動や協働に対して多少なりとも関心がない限り、上記のようなイベントへ出向く市民はそれほど多くないと想定されます。そ

のため、たとえば小学校における「まち探検」や中学校における「未来みらくるワーク体験」などを活用して、市民活動や協働へ触れる機会を市民へ積極的に届けるといった試みも大切です。

② 参加の促進

市民活動や協働について、市民が知り、触れて、理解を深めることができれば、今度はそうした市民の中から、市民活動や協働を通じて地域における共通の目的の実現や課題解決に取り組みたいと考える人々が現れると考えます。そのため、そうした人々を効果的に参加へとつなげる仕組みが必要となります。

参加促進のために取り組む方向性は、「団体の活動目的や活動内容の明確化・透明化」、「市民活動へ参加する機会の提供」、「市民活動や協働への参加モチベーションの向上」が重要です。

②－１ 団体の活動目的や活動内容の明確化・透明化

「団体の活動目的や活動内容の明確化・透明化」については、市民が市民活動や協働へ関心を持ったとしても、実際に参加する段階で、自分が関心を持った団体がどのような理念や目的を持っているか、あるいは団体内の人間関係や人の動きがどのようなものであるかといったことがあまり見えないので、参加することがためられるとの声が聞かれます。

そのため、たとえば団体の理念や目的を、定款や規約のみに記載するだけでなく、ホームページなどで明示するとともに、団体の日常的な活動風景や活動内容を画像や映像を活用して見える化し、SNSを含め市民へ発信することで親近感を持ってもらい、参加への不安を解消する

ことができると考えます。行政においては、団体の目的や活動の明確化や透明化について啓発していくとともに、発信の仕方など技術的な周知方法を支援することが求められます。

また、市民活動団体と行政との協働に関心を持った市民に対しては、協働事業の実施団体がアピールポイントを発信するとともに、行政も実施した協働事業を積極的に広報することで、持続可能で豊かなまちづくりに対する協働という手法の有効性を示すことができ、実施する団体への市民の参加を後押しできることとなります。

②－２ 市民活動へ参加する機会の提供

このような試みとともに、実際に「市民活動へ参加する機会の提供」をすることも、その後の継続した参加へのきっかけになります。これは前述した「触れる機会」の提供と近似した取組と見られますが、「触れる機会」が市民活動の紹介という性格が強いのに対して、「参加する機会の提供」は実際に参加する契機となるものと位置づけられます。

具体的な取組の事例を挙げると、たとえば市民活動へインターン制度を導入し、実際に活動へ参加してもらうようなことを想定しています。退職後の世代をターゲットとするのであれば、シルバー人材センターなどとの連携を図るなど、対象ごとに方策を練ることも効果的です。

②－３ 参加モチベーションの向上

さらに、市民が市民活動へ参加することを後押しするために、「参加モチベーションの向上」を図ることも大切です。一例としては、市民活動へ参加する人へポイントを付与し、それを換金できるような制度があれ

ば、参加して活動したことが形になります。

もちろん報酬を主目的として市民活動へ参加する人は多くはないでしょうが、それでも自らの働きが目に見える形となれば、参加へのモチベーション向上につながると考えられます。

(2) 市民活動及び協働の団体や事業の継続

市民活動は、豊かなまちづくりに資することを目的に、市民が自律的に行うものです。そのため、ミッションを達成して、活動の必要性が失われたと自ら判断した場合には、団体の活動は終焉を迎えます。

しかし、現実には、ミッション達成へ向けて活動する最中であり、また周囲から活動の継続が望まれるような団体であっても、継続のためのノウハウが乏しかったり、ノウハウを得るために必要な支援が不足したりしたために、存続をあきらめざるを得なくなった事例もあります。

市としては、そうした団体に対して必要な支援を行い、多くの団体が効果的にミッションを果たしていけるように後押しをすることが必要となります。

そのため、本項では市民活動や協働事業の継続へ向けて、課題にかかわる分野を「担い手育成」「行政職員の意識向上」「資金の調達」「事業化や事業の安定化」に分けて、対応の方向性を示します。

① 担い手育成

まず、「担い手育成」について、市民活動の現場では担い手が高齢化する一方で、新規参加者があまり得られないといった課題に直面しており、事業ばかりでなく、団体の存続まで危ぶまれる事例が見られます。

このための対応策としては、まずは前項の「参加の促進」にかかわる取組を進めることが大切です。そして、それとともに重要なのが、担い手を育くむことができる環境づくりの整備です。そのための方向性としては、「参加者の負担軽減」が必要になります。

①－１ 参加者の負担の軽減

市民活動の現場では、限られた人員で多くの業務や作業を行うため、進んで参加してくれる人物に対しては、多くの負担が集中してしまう傾向にあります。しかし、他方でライフスタイルや価値観の多様化により、限られた時間での活動やあまり束縛されない活動などを好む風潮もありますので、大きな負担という点が解消されないと、たとえ市民活動へ触れる機会を持ちえたとしても、現場を知ることによってかえって参加しなくなるという結果を招きかねません。

そのため、今後は一人ひとりが可能な範囲で参加できるような、フレキシブルで緩やかな関わり方を許容する市民活動の在り方が重要になると考えられます。そして、行政としては、たとえば「ちょいボラ（ちょっとした時間でできるボランティア）」や「ちょい活（ちょっとした時間でできる市民活動）」の周知及び啓発活動を進め、緩やかな参加形態を促す雰囲気醸成に努めることが求められます。

①－２ 活動の対価

参加者の負担感について併せて考慮すべき点として、“無償の活動”があります。一般的に、市民活動には無償で行うものというイメージが強く、そのため実際に活動の対価を得られないことが多々あり、更には自

らの金銭等を持ち出しすることもあります。

もちろん市民活動は非“営利”な活動ですが、ここでいう“営利”とは株式会社の配当のように、利益を内部で分配することです。そのため、団体として収益をあげ、それを労働の対価として支払ったり、自分たちの事業費に充てたりすることを否定するものではありません。

また、活動の参加者は、当該活動の理念や内容へ共感して自発的に参加をしますが、それでも活動に関わる実費や活動の対価を得ることが一つのインセンティブとなり、参加の継続へとつながると考えられます。そのため市としては、活動参加者への費用負担を市民活動団体に対して啓発するなど、参加者の負担軽減に向けても取り組むことが必要となります。

さらに、担い手育成は市民活動団体の継続にとって極めて重要な課題であるため、市は啓発を行うだけではなく、長期的な取組として市民活動の担い手が不足する構造的な原因を調査研究し、抜本的な対応を進めることが重要となります。

② 行政職員の意識向上

市民活動や協働に対する「行政職員の意識向上」については、これまでも市民活動推進委員会等において言及されてきました。また、実際に市は職員研修等により、理解を深める取組を行っています。しかし現状として、職員の意識は未だ十分に向上しているとはいえません。

②-1 行政職員への効果的な研修

今も行政の中には、市民活動の非営利性とはどういう意味かを理解せ

ずに、単に安価な労働力として見る職員もいます。そのような誤った認識を、市は組織として見直していく必要があります。そのため、職員に対して市民活動団体の長所や利点に関する理解を広め、団体と協働することの意義を繰り返し伝えていくことが大切です。

その手段として、受講者数に制限のある集合型研修だけではなく、全庁的なイントラネットによるオンライン研修を開催することで、より多くの職員が市民活動や協働について知ることができるようになります。

オンラインによる研修を進めるには、そのための環境整備も不可欠です。現在はセキュリティ面への配慮から、行政職員の端末では動画が見られないなど、制約が多いものとなっています。しかし、魅力のある講義により研修の効果を高めるには、それに対応できるような環境も必要になりますので、時代のニーズに対応した柔軟性のある職場環境を整えることを検討しなければなりません。

その他、職員が市民活動団体とワークショップなどの場において対話の機会を得たり、市民活動に従事する機会を設けたりするなど、実体験をすることも有益な試みであると考えられます。

②－２ 行政の組織体制や人事制度の見直し

しかし、職員研修だけで職員の協働意識が醸成され、協働が推進すると考えるのは、楽観的すぎるかもしれません。研修と同時に組織体制を見直すなど、一層抜本的な措置も必要となります。

たとえば各部署単位で市民協働推進員を配置し、所属内の協働事業の進捗を監督したり、人事異動の際に適正に協働事業の引継が行われているか確認したり、各所属へ協働ポリシーを掲げさせたりするなどの職務を

担わせることは、事業継続へ向けた取組として効果があると思われます。また、教育委員会などの行政委員会と市長部局が十分な連携を取れていないなどの課題に対しても、市民協働推進員同士が協議することで、効果的な調整ができると期待できます。

そうした取組のほかにも、人材育成における研修メニューに協働の意義や有効性を周知するようなプログラムを加えたり、人事評価へ協働に関する項目を追加したりするなどの試みについても研究することが必要となります。

そして何よりも大切なことですが、自治体の財政縮小が見込まれる時代において、市民や市民活動団体との協働なしに、持続可能な地域社会の実現はなしえないということです。行政職員はこの点を十分に受け止め、ある種の危機感を持って、これからの「公共」の在り方や協働の重要性について熟考する必要があります。

③ 資金の調達

市民活動団体を運営するには、事務所を構えたり、備品や機材を揃えたり、事業を実施したりと、様々な場面で経費が掛かると想定されます。また、前述したように、担い手の確保のためにも資金があると対応の選択肢は広がります。そのため、行政は市民活動団体に対して、資金調達の重要性や意義、ノウハウについて伝えることが大切です。

具体的には、行政はこれまでも市民活動サポートセンターを中心にファンドレイジング・セミナーを開催し、クラウドファンディングの募り方等を伝えてきました。しかし、そうした分野ではトレンドの変化が急速であるため、例えばセミナーや広報誌などを用いて、その時々

に応じた、最適な資金調達の手法を伝えていくことが団体のメリットになるでしょう。

また、市民活動団体の中には、補助金や委託料など、特定の財源のみに依拠し、当該財源が途絶えると急速に活動の継続が困難になる事例があります。特に今般のコロナ禍では、これまで頼みにしていた財源が急に断たれ、団体存続さえ危ぶまれるようなケースも見られますので、資金調達の重要性について周知を図る際には、併せて財源の多様化の重要性についても伝えていくことが有効であると考えます。

④ 事業化や事業の安定化

これまで市民活動団体やその事業が継続するための必要な支援について、「担い手育成」、「行政職員の意識向上」、「資金の調達」と述べてきましたが、ここでは団体が事業を構想し、安定的に継続するために求められる支援について、「事業の実現及び安定化」、「協働事業のイメージの向上」、「協働の手法等の周知」の三点を対応の方向性として示します。

④－１ 事業の実現及び安定化

まず、「事業の実現及び安定化」について、市民活動団体のミッションは、その活動成果が集積することにより、豊かな地域社会が築かれていくことだと考えられます。そして、そのような地域社会づくりに貢献する事業に対しては、行政も積極的に支援をしていくことが必要になります。

行政が行うべき支援については、たとえば市民活動サポートセンターでは法律相談や会計相談を行っていますが、それに加えて、経験豊富な

主体が事業を立ち上げるための相談や事業を継続していく際に必要なアドバイスを行えば、団体にとっては非常に有意義な支援となります。

また、優れた事業の活動成果や活動のコツなどをモデルケースとしてウェブなどで見える化し、豊富なエピソードとともに発信することで、まるで経験者へ相談しているかのように生きた情報に触れられれば、多くの団体にとって参考になると考えられます。

④-2 協働事業のイメージの向上

続いて、市民活動団体と行政による協働事業の継続については、成果が認められ、継続が求められているにもかかわらず、行政の財政的な理由や職員の異動により継続できなくなるといった事例を目にすることがあります。

この点については、先に行政職員の意識の向上で対応策を考察しましたが、そうした試みとともに、協働事業のイメージを向上させることも大切です。

協働という手法が地域の課題解決や目標達成に有効であり、それにより持続可能な地域社会の形成が進むということを発信し、多くの人の共感を得られれば、事業の継続への後押しとなると考えられます。

具体的な例としては、先ほど見た“市民活動の継続”と重なりますが、モデルとなるような協働事業の取組や成果を、冊子やウェブを用いて積極的に発信することで、協働によって何がなしえるのか示すことができるといえます。また、第三者機関により協働事業を評価するイベントを開催し、優秀な事業に対しては、顕彰をしたり、広く発信をしたりすることで、協働の主体のモチベーションを向上するとともに、事業の成果

を周知できると考えられます。

④－３ 協働の手法等の周知

次に、行政から市民や市民活動団体へ向けて、協働の手法等を伝える機会を設けることも、協働事業を事業化し、継続するために必要なことです。

たとえば、これも先ほど見た“市民活動の継続”と重なりますが、協働のノウハウを広めるためのセミナーや、協働事業の経験者による事例発表会を開催することで、事業の具体的な始め方や進め方、あるいは行政という異なる性格の組織の思考や行動様式を知る機会となり、また経験者から直接話を聞くこと自体、モチベーションを高める効果があると考えられるため、インセンティブになるといえます。

特に“協働により公共の一端を担うこと”の意味やメリット、あるいは“事業の円滑な実施や継続には協働相手との密接なコミュニケーションが必要であること”といった点は、協働の経験者でなければ分かりづらい点です。経験者から市民活動団体へ、そうしたポイントを伝えることができる仕組みを市が設けることも重要です。

また、実際に事業を始めようとしたり、すでに行っていたりする団体にとっては、協働の経験者による相談会など、困りごとに対応してもらえる場があることも大事なことです。

③ 市民活動及び協働の相談やコーディネートの充実及び交流の促進

① 相談やコーディネート

本市では現在、市民活動団体に対して会計相談や法律相談を実施して

います。しかし、これまで市民活動推進委員会や市民活動サポートセンター運営協議会等において、市民活動に関わる相談機能のより一層の強化が必要であるとの指摘が度々なされてきました。

今後、市民活動団体が豊かな地域社会の実現へ向けて活動をしていけるようにするため、市は相談環境を更に整備し、拡充して、多様な相談の主体に対応し、寄り添うような支援をしていくことが必要です。

そうした支援へ向けて取組を検討するに当たり、ここでは相談の主体を、「市民活動へ参加していない人」、「既に市民活動へ参加している人」、「活動団体を運営している人」に区分して、考察をします。

まず、市民活動へ参加していない人からは、たとえば市民活動団体が提供するサービスをどうしたら受けられるかといった相談や、市民活動への参加の仕方、あるいは市民活動の始め方といった相談が想定されます。

次に、市民活動へ参加している人からは、活動にかかわる負担感や役割など、活動をめぐる様々な悩みや困りごとの相談が寄せられています。

また、市民活動団体を組織し、運営している人からは、人材育成や資金調達、事業の安定化といった相談があると考えられます。

そのため、相談対応の窓口には、様々な立場からの相談へ適切に応じることができる能力や経験、情報を有することが求められます。

さらに、相談窓口には団体の運営者から協働事業に関する悩みなども寄せられることと想定されますが、それらへの対応では、協働相手の紹介やコーディネートといった能力も必要になります。

こうした需要に対して適切なサービスを供給するためには、たとえば

市民活動サポートセンターや各区役所において市民活動の相談及び協働のコーディネートができるようにするなどの支援策を積極的に進めることが必要です。

なお、相談対応やコーディネートを行うにあたり、当初は外部の専門的な人物を招くなどの対応も視野に入れる必要がありますが、長期的には人材育成施策により、市がコーディネーターを育成する試みも大切でしょう。

② 多様な主体の交流の促進

②-1 多様な主体と交流することの意義の明確化と周知

上記の相談及びコーディネートと並んで、市民活動団体の活動の幅を広げるためには、団体間の交流を促進することが重要です。

交流を促進することの主たる意義としては、次の二点が挙げられます。

第一に、他の団体や大学などの教育機関、企業と交流をすることで、自分たちだけでは得られないような、新たな視点に接することができる点です。そうした視点に接することにより、これまでになく着想を得られることが期待されます。

第二に、大学などの教育機関や企業、あるいは他の活動分野で活動する主体と交流し、連携をすることで、活動の幅を一層広げることができます。さらには、そうしたつながりを持って活動を行うことで、新たな協働事業が生まれることも期待できるといえます。

なお、交流を進めることにより、市民活動団体ばかりではなく、民間企業や教育機関といった主体においても「社会貢献志向」の視点を持つことができるようになると考えられます。

ここで注意したいのは、市民活動団体を対象とした交流会では、しばしば交流をすることが自己目的化しており、何のための交流かという点が不明確なままで行われる事例が見られることです。そのため、上記したような意義を明確にすることで、参加者へ意識付けをすることが可能になり、交流会の成果も高まりますので、参加者へ意義や目的を必ず伝えることが必要です。

また、交流事業を行うに当たっては、参加が想定される主体を対象に、アンケートを実施して事前にニーズを把握することも、事業の効果を高めるために大切です。

②-2 交流の在り方

次に、具体的な交流の在り方についてですが、たとえばワークショップのような、不特定の参加者と対話ができる場が好ましいと考えられます。また、そうした対話の場には、多様な立場の主体が参加する方が一層効果的ですので、参加要件はあまり狭めないことが大切です。

実施に際しては、本市が現在、協働で行っている高校生ファシリテーター養成講座の修了者を活用して、交流の場を設けることができれば、参加者の多様性という観点からも一層望ましいこととなります。

また、コロナ禍で広まったウェブの活用は今後も継続すると予想されており、ウェブを活用した交流が一層取り入れられると考えられますので、市はウェブの活用方法をセミナーなどにより周知するなど、多様なつながり方を視野に入れて柔軟な検討を行うことが大切です。

こうした交流の在り方については、市民活動団体だけではなく、市においても多様な所管が参加することにより、様々な視点を得ることがで

きるため、効果を高めることができるでしょう。

②－3 協働の主体

最後に、これまで交流を進めるための考察を行い、それにより市民活動が推進され、新たに協働が生み出されることで、持続可能で豊かな地域社会の構築が進められる点を述べてきましたが、協働が効果を発揮するために押さえておきたい点があります。

現在、本市の協働の主体は、協働事業の担い手となる主体が市民活動団体と市だけになっており、事業者や大学は「協力者」としての位置づけにとどまっています。

しかし、多様な主体が理想や目標を共有しながら、積極的に相互作用をしあい、協働事業に取り組むことは極めて重要ですので、様々な立場の者が積極的に協働へ関わることを推進するためにも、協働の主体について再考する必要があります。

(4) 市民活動及び協働の更なる促進と支援のために

① 施設の充実

本市における市民活動の推進及び協働の促進には、これまで述べてきたような支援施策とともに、支援をする施設の在り方も重要です。

しかし、これは施設の物理的な増設による支援というよりも、市民活動支援施設の機能を拡充することにより、市民活動及び協働の支援、促進を行うという方向で検討すべきと考えます。

たとえば、市民活動団体へのアンケートを通じて市民活動団体のニーズや困りごとを把握するとともに、利用できる施設や資機材の情報を集

約して、市民活動団体へ提供することは、有効な支援となるでしょう。

なお、市民活動サポートセンターでは、利用者が自由に参加して、施設やサービスについての意見や要望を表明することができる、利用者懇談会が定期的に行われています。そして、そこで示された意見を、市民活動団体の代表らで構成する運営協議会で取り上げ、施設の管理運営や施策へと反映する「協働管理運営」方式を採用しています。

そのため、今後も利用者懇談会等を通じて利用者や市民活動団体のニーズの把握に努め、要望の実現や課題の解消に取り組むことが大切です。

Ⅲ お わ り に

「市民活動の推進」と
「市民と行政の協働の促進」に関する指針

本市では、2030さいたま輝く未来と希望^{ゆめ}のまちプラン（さいたま市総合振興計画）において、「上質な生活都市」「東日本の中枢都市」という2つの将来都市像を示しています。そして、これらの実現に向けては、「市民と行政の協働」を都市づくりの基本理念の1つとして併せて示しています。

この指針（改定版）は、「市民と行政の協働」が将来都市像を実現するにあたり、「市民活動及び市民と行政の協働」の更なる推進、促進が必要であるとの考え方にに基づき、今後の進むべき方向性を示したものです。

この進むべき方向性は、本市の行政活動において市民活動と協働へ積極的に取り組むことを明らかにしたのですが、同時に市民の皆さんの自主性が育まれ、地域での自発的・自立的な活動が活発になるとともに、持続可能で豊かなまちづくりにつながるという点で、市民の皆さんの市民活動への更なる参加を期待するものでもあります。

本市は、この指針に基づき、積極的に市民活動を支援し、市民と行政の協働を更に進めることで、市民の皆さんお一人おひとりがしあわせを実感し、自らが暮らすまちに誇りを感じることができる都市の実現に取り組んでいきます。

資 料 編

「市民活動の推進」と 「市民と行政の協働の促進」に関する指針

表A 市民活動及び協働（指針）にかかわる評価・課題 分類分け

市民活動

立場	表面に現れた課題	課題の原因
市民全般	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動への関心がない ・市民活動を自分事としてとらえられない ・市民活動によって、地域の課題が解決できると思えない ・市民活動団体への信頼感があまりない ・「無償での活動」など、市民活動への誤解が生じている 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動についての情報が届かない ・市民活動に触れる機会がわずかで、身近でない
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動へ参加するきっかけがない 	<ul style="list-style-type: none"> 参加する機会を含め情報が無い
市民活動に関心がある市民	<ul style="list-style-type: none"> ・どうやって市民活動を始めたらいいか分からない ・地域の課題に気づいても、何をしたらよいか分からない 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加の仕方について、相談する場がない ・参加をコーディネートしてくれる窓口がない ・市民活動についての情報が届かない ・参加のきっかけとなるセミナーなどが少ない／情報が届かない
市民活動に参加している市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動に参加することの負担感が大きい ・活動の中で役割を押し付けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の担い手が少なく、動ける人に業務が集中してしまう ・短時間の参加など緩やかでフレキシブルな参加形態が認められていない ・活動のミッションがメンバーに十分伝えられていないため、メンバーには役割が負担に感じられてしまう ・リーダーが強いイニシアティブを持つことが多く、代表の意向や求めを断りづらくなっている
	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して参加するモチベーションが保てない 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体が従来のやり方に固執し、新規の参加者が提案や意見をしなくても、受け入れてもらえない傾向にあり、モチベーションが上がらない
	<ul style="list-style-type: none"> ・無償、更には個人の持ち出しを前提とした活動が当たり前だと思われている 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業性・収益性を持つ活動をする団体が多くなく、労働の対価を支払うという意識が希薄
市民活動をマネジメントしている市民	<ul style="list-style-type: none"> ・新規参加者がいない、又は参加が継続しない ・次世代の担い手育成が進まない 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体からの情報発信が不足している ・団体が従来のやり方に固執し、新規の参加者が提案や意見をしなくても、受け入れてもらえない傾向にあり、モチベーションが上がらない ・市民へ市民活動団体のミッション・魅力が伝えられていない ・リーダーの理念や理想が、新たな世代へ伝えることができていない
	<ul style="list-style-type: none"> ・就労者の定年年齢の引き上げが予想され、定年後に市民活動へという流れが期待しづらく、団体の人材確保が一層困難になる 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事をしていても参加できるような、緩やかでフレキシブルな参加形態が認められていない ・定年を迎える高齢者を市民活動へ向かわせるようなインセンティブが弱い（やりがい・お金など）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ほかの市民活動団体との交流がしたいが、そういう場があまりない 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流ありきとなっており、その意味や意義が検討されていない
	<ul style="list-style-type: none"> ・活動継続のための資金が不足している ・資金調達ができている団体においては、無償、更には持ち出しで活動する等、メンバーの負担が増加しているケースがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業性・収益性を持つ団体が多くなく、資金を調達することを重視していない団体も多い ・団体が事業を継続するための、資金調達の意義やノウハウを学ぶ機会がない

表A 市民活動及び協働（指針）にかかわる評価・課題 分類分け

協働

立場	表面に現れた課題	課題の原因
市民全般	<ul style="list-style-type: none"> ・「協働」という言葉が知られていない ・「協働」がどういうものか知られていない ・協働により、行政とともに地域の課題へ取り組めるということが知られていない ・どうしたら協働へ参加できるかを知らない 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働の意味や意義について、誰にでも分かるような言葉で情報発信されていない ・実施された協働事業やその成果について、広く情報発信ができていない ・協働についての相談やコーディネートをしてくれる窓口がほとんどない
市民活動には参加しているが、協働に携わったことがない市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちの事業がどのようにしたら協働へつなげるかを知らない ・協働する意義が分からない／必要性を感じない 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働の意味や意義について、誰にでも分かるような言葉で情報発信がされていない ・実施された協働事業やその成果について、広く情報発信ができていない
団体活動の中で、協働事業に携わったことがある市民	<ul style="list-style-type: none"> ・協働相手と信頼関係を築くことができない ・協働することの意味やメリットが感じられない ・行政に事業へ口出しをされてやりづらい 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働相手と対話ができていない ・協働相手と事業の目的や意義が共有できていない ・協働相手と事業の成果や反省点を共有できていない ・多様な主体が交流することの意味や意義が理解されていない
協働事業を行う団体をマネジメントしている市民	<ul style="list-style-type: none"> ・協働相手と信頼関係を築くことができない ・協働することのメリットが感じられない ・協働が互いの長所を生かすよりも、短所を補うという視点から行われている ・多様な主体と交流する場がない ・協働をどこに相談すればよいか分からない ・行政との協働が終わると事業継続が困難になる ・協働事業を継続することが難しい ・行政の予算がなくなると事業も続けられない 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働相手と対話ができていない ・協働相手の特性を十分理解できていない ・協働相手と事業の目的や意義が共有できていない ・協働相手と事業の成果や反省点を共有できていない ・多様な主体が交流することの意味や意義が理解されていない ・コーディネートや相談をする窓口がない ・情報を一元的に把握している窓口がない ・行政や中間支援団体による相談・コーディネート・交流イベントが不十分 ・事業性・収益性を持つ活動をする団体が多く、収益を上げることへの認識が不足している ・自立した運営をするための資金調達のノウハウが不足している ・資金調達の相談窓口などがない
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・協働への理解や姿勢が職員によって異なる ・行政では協働事業の実施が属人的であり、人事異動等により担当者が変更すると、事業が取りやめになることがある ・協働が互いの長所を生かすよりも、短所を補うという視点から行われている ・市民活動を安価な（無償の）労働力と見なしている ・行政と協働事業を行いたい場合の相談先が分からない 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策や目標のため、協働ありきになっていて、なぜ協働するかについて理解や検討がなされていない ・職員が協働のメリットや必要性について理解していない ・将来において、なぜ協働が必要になるか、職員の理解が進んでいない ・協働相手の特性を十分理解できていない ・職員が市民活動団体の特性やメリットを理解していない ・協働を担うことができる多様な主体についての情報を専門的に、かつ一元的に把握している窓口がない ・行政や中間支援団体が、協働のコーディネートをできていない

表B 市民活動及び協働の課題に対する対応の方向性

課題にかかわる分野		対応の方向性	取組事例	
市民活動及び協働の理解や参加の促進	理解の促進	理解しやすい広報	<ul style="list-style-type: none"> ・誰にでも分かりやすい言葉や内容で市民活動や協働の情報を発信する ・市民活動や協働の理念や意義だけでなく、失敗例や成功例を交えた広報を行う 	
		効果的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働推進課や市民活動サポートセンター等の公的機関が、市民活動や協働に関する情報を収集、把握して発信をする ・SNSを含め、届けるターゲットに応じた広報手段で発信する 	
		市民が触れることができる機会の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が参加できる市民活動や協働の情報（ボランティア情報など）を積極的に発信する ・市民活動ネットワークによる全市のあるいは各区単位のイベントを開催し、地域に根差した活動の紹介や活動体験の機会を設ける ・市民活動や協働事業を紹介するイベントで、来場者が事業に対して投票を行い、優れた事業を選ぶコンテストを開催する ・小・中学校の「まち探検」や「未来くるワーク体験」などの授業を通じて、市民活動や協働へ触れる機会を設ける 	
	参加の促進	団体の活動目的や活動内容の明確化・透明化	<ul style="list-style-type: none"> ・活動への親近感を持ってもらうため、画像や映像を活用して実際の活動を市民へ提示できるように、行政が啓発及び技術的支援を行う 	
		市民活動へ参加する機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターなど、ターゲットごとに効果的な団体と連携を図り、市民活動のインターン制度を導入する 	
		市民活動や協働への参加モチベーションの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動や協働への参加ポイント制度を創設する 	
	市民活動及び協働の団体や事業の継続	担い手育成	参加者の負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・「ちょいボラ（ちょっとした時間でできるボランティア）」、「ちょい活（ちょっとした時間でできる市民活動）」等のフレキシブルな参加ができる市民活動を団体に対して周知及び啓発を行う
			活動の対価	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動への参加を有償化し、交通費などの費用負担を軽減するようにセミナーなどで啓発をする ・市民活動の担い手が不足する構造的な原因を調査研究する
		市民活動や協働への行政職員意識向上	行政職員への効果的な研修	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修を庁内LANで受けられるようにすることで、より多数の参加者を得られるようにする

表B 市民活動及び協働の課題に対する対応の方向性

課題にかかわる分野	対応の方向性	取組事例
		<ul style="list-style-type: none"> ・職員が市民活動団体メンバーとワークショップを行うなど、気軽に対話できる場を設ける ・職員が市民活動に従事できる機会を創設する
	市民活動や協働への行政職員の意識向上	<p>行政の組織体制や人事制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部署で市民協働推進員を配置し、協働事業の実施状況の管理など協働の取り組みを管理し、また他部署との調整を行う ・各所属に協働ポリシーを掲げる等、職務として協働を取り込む ・人材育成における研修メニューに協働のプログラムを入れる ・人事評価に協働に関する項目を追加する
	資金の調達	<p>資金調達の重要性の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金調達のノウハウやトレンドなどの情報を団体へ伝える ・財源の多様化の重要性やそのための対策を団体へ伝える
	事業化や事業の安定化	<p>事業の実現及び安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の策定や事業の継続に関する相談を実施する ・優れた事業をモデルケースとしてウェブで発信し、活動成果や活動のコツなどを発信する
		<p>協働事業のイメージの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデルとなるような協働事業の取組や成果を積極的に発信する ・第三者機関による協働事業の評価イベントを開催し、優秀事業の顕彰や広く周知を図る
		<p>協働の手法等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働のノウハウを伝えるセミナーを開催する ・協働事業の経験者による事例発表会を開催する ・協働経験者による相談会を実施する
市民活動及び協働の相談やコーディネートの充実	相談やコーディネート	<p>相談環境の整備： 多様な立場の主体から寄せられる相談へ対応できる相談体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートセンターや各区役所に対応できるように体制整備をする ・コーディネーターを、セミナーなどにより育成する
市民活動及び協働にかかわる交流の促進	多様な主体の交流の促進	<p>多様な主体と交流することの意義の明確化と周知</p> <p>①交流により自分たちにはない視点に触れられ、新たな着想を得られる</p> <p>②他分野の主体との交流や連携により、活動の幅を広げられたり、新たに協働を始められたりする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定の参加者と対話ができるワークショップ形式の交流会を開催する ・高校生ファシリテーター養成講座修了者を活用して、交流の場を設けることで、多様な主体の対話を促進する ・ウェブによる交流会の開催など、柔軟で積極的な発想により交流事業を行う ・交流イベントへ市役所の様々な所管課から職員が出席し、各所管がそれぞれの立場で対話し、新たな連携を形成する <p>多様な主体の交流を促すため、さいたま市の協働の定義を再検討する</p>
市民活動及び協働を支援する施設の充実	施設の充実	<p>市民活動を支援するための機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートを通じて団体のニーズを把握する ・利用できる施設や資機材の情報の集約と提供

○さいたま市市民活動及び協働の推進条例

平成19年3月15日

条例第19号

さいたま市では、市民の多様な価値観や生活様式に応じた質の高い心豊かな生活の実現に向けて、市民の多様で活発な活動が展開されている。また、「自分たちのまちを、自分たちでつくり、良くする」という市民の自発的なまちづくりへの参加意識が高まっている。

こうした状況を受けとめ、豊かな自然資源や人材が織りなすさいたま市らしい魅力を生かしながら未来に希望が持てる地域社会を創造していくためには、行政だけではなく、地域社会を構成する市民、市民活動団体、大学及び事業者が公共の担い手としてまちづくりに参加する「新しい公共」という考え方に立ち、市民と行政が対等なパートナーとして、ともにまちづくりを進めていくことが必要である。

さいたま市は、市と市民一人一人が持てる力を合わせ、市民活動を推進し、協働を積み重ねていくことにより、互いに信頼し協調してまちづくりを進める活力にあふれた地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民活動及び協働の推進について基本原則を定め、市の責務並びに市民、市民活動団体、大学及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本的な施策を定めることにより、市民活動及び協働の推進を図り、もって活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 市民活動 市民が地域又は社会における課題の発見及び解決のために、自発的かつ自主的に行う非営利で公益的な活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (3) 市民活動団体 市民が自由な意思に基づいて集まり、自律的に市民活動を行う団体をいう。
- (4) 大学 市内にある学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所を有し、営利を目的とする事業を行う者をいう。
- (6) 協働 市及び市民活動団体が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいう。

(基本原則)

第3条 市、市民、市民活動団体、大学及び事業者は、次に掲げる原則に基づき、市民活動の推進を図るものとする。

- (1) 市民活動が公益的な活動であることを理解し、自主性、自立性及び多様性を損なわないよう配慮すること。
- (2) 互いに対等なパートナーであることを認識し、良好な協力関係を構築すること。

2 市及び市民活動団体は、次に掲げる原則に基づき、協働の推進を図るものとする。

- (1) 互いの立場及び特性を尊重し、それぞれの自由な意思に基づいて事業を行うこと。
- (2) 事業の目的及び目標を共有し、役割を明確にするとともに、事業の成果を評価し、その結果を次の事業に反映すること。
- (3) 事業の企画、立案、実施及び評価の各段階において、公平性、公正性及び透明性を確保すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条第1項各号及び第2項各号に掲げる原則（以下「基本原則」という。）に基づき、市民活動及び協働の推進を図るための基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本原則に基づき、市民活動及び協働に関する理解を深め、地域又は社会に関心を持ち、自らできることを考えるとともに、自発的に市民活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、基本原則に基づき、市民活動及び協働の推進に際し、その特性を生かしながら活動を行い、自らの活動が地域又は社会を担うものであることを認識し、及びその活動内容が広く理解されるよう努めるものとする。

(大学及び事業者の役割)

第7条 大学及び事業者は、基本原則に基づき、地域を構成する一員として、自らが専門的で多分野にわたる情報及び資源を有することを認識し、その特性を生かして自発的に市民活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 市は、市民活動及び協働の推進を図るために次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民活動及び協働に関する理解を深める機会を提供すること。
- (2) 市民活動の担い手となる人材が育つ機会を提供すること。
- (3) 市民活動に関する理解を深め、及び市民活動への参加意欲を高めるための情報並びに市民活動団体の活動に関する情報を提供すること。

- (4) 市民活動の拠点となる場を提供すること。
- (5) 市、市民、市民活動団体、大学及び事業者が互いに交流し、理解を深め、及び連携する機会を提供すること。
- (6) 協働の取組を増やすために必要な措置を講ずること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民活動及び協働の推進を図るために必要な措置を講ずること。
(推進委員会の設置等)

第9条 市長の諮問に応じ、市民活動及び協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、さいたま市市民活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

- 2 推進委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 公募により募集した市民
 - (2) 市民活動団体の代表者
 - (3) 大学又は事業者の代表者
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) 市職員
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○さいたま市市民活動推進委員会規則

平成19年3月15日

規則第18号

改正 平成22年3月25日規則第21号

平成27年3月20日規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市市民活動及び協働の推進条例（平成19年さいたま市条例第19号）第9条第6項の規定に基づき、さいたま市市民活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 推進委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員長は、推進委員会の会議を召集し、その議長となる。

2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、推進委員会に諮って公開しないことができる。

(庶務)

第4条 推進委員会の庶務は、市民局において処理する。

(一部改正〔平成22年規則21号・27年39号〕)

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規則第21号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第39号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第7期さいたま市市民活動推進委員会 委員名簿

任期：平成31年4月15日から令和3年4月14日まで

区 分	氏 名	備 考
公募により 募集した市民6名	齋島 孝雄	
	岡 志寿子	
	谷崎 美智子	
	竹内 昭	
	田中 亜弓	
	笠木 弘二	
市民活動団体の 代表者8名	島田 正次	
	濱野 幸江	
	尾館 祐平	
	須齋 美智子	
	福島 まり子	
	藤原 梯子	
	古川 晶子	
	三島 由香	
大学又は事業者の 代表者2名	黒金 英明	
	桑原 静	
学識経験を 有する者3名	佐々木 誠	委員長
	大高 研道	職務代理者
	内田 奈芳美	
市職員1名	神田 正一	R2.3.31まで
	織田 真由美	R2.4.1から

「市民活動の推進」と「市民と行政の協働の促進」に関する指針

平成 18 年 3 月 策定
令和 4 年 3 月 改定

[問い合わせ先]

さいたま市 市民局 市民生活部 市民協働推進課
〒330-0055 さいたま市浦和区東仲町 1 1 番 1 号
電話 048-813-6404 ファクス 048-887-0164
Eメール kyodo-suishin@city.saitama.lg.jp
